

政策体系	政策No.	6	政策名	共生・協働のまちづくり			施策主管課	企画政策課	
	施策No.	4	施策名	男女共同参画の推進	重点施策		施策主管課長名	堀切 昇	
施策関係課名		総務課、市民課、子育て支援課、学校教育課、生涯学習課							
1 基本計画期間(平成25年度～平成29年度)における施策の方針									
「霧島市男女共同参画推進条例」に基づき、市民、事業者等と連携して男女共同参画を総合的かつ計画的に推進する。									
2 施策の目的と成果把握									
① 対象 (この施策は、誰、何を対象としているのか)		市民、事業者							
② 対象指標 (対象の大きさを表す指標)		単位	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
A	人口	人	見込み値	129,098	129,328	129,558	129,788	129,897	130,000
			実績値	127,475	127,283				
B	事業所数 ※事業所数は、経済センサス(3年に1度。3の倍数年)により把握	事業所	見込み値	5,445	5,445	5,445	5,499	5,499	5,499
			実績値	4,819	4,819				
③ 意図 (この施策によって対象をどう変えるのか)		性別にかかわらず、個性と能力を発揮できている。							
④ 成果指標 (意図の達成度を表す指標)		◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%～105%未満) △目標を未達成(95%未満)							
		単位	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
A	DVまたはセクシュアル・ハラスメントを受けた市民の割合	%	成り行き値	13.3	8.0	7.7	7.5	7.3	7.1
			目標値	10.0	7.5	7.2	7.0	6.8	6.6
			実績値	8.2	7.5				
			達成率	118%	100%				
			結果	◎	○				
B	社会全体(霧島市)において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	%	成り行き値	16.4	31.2	32.7	34.3	36.0	37.8
			目標値	25.0	32.2	33.7	35.3	37.0	38.8
			実績値	25.9	28.8				
			達成率	104%	89%				
			結果	○	△				
C	「男性は仕事、女性は家庭」と思う市民の割合	%	成り行き値		37.5	37.4	37.3	37.2	37.0
			目標値		36.5	36.4	36.3	36.2	36.0
			実績値	34.8	34.2				
			達成率		106%				
			結果		◎				
D	方針決定過程に参画している女性の割合	%	成り行き値	21.4	22.5	23.0	23.5	24.0	24.5
			目標値	31.0	24.5	25.0	25.5	26.0	26.5
			実績値	22.6	22.2				
			達成率	73%	91%				
			結果	△	△				
⑤ 成果指標の測定方法 (実際にどのように実績を把握するか)				⑥ 平成29年度の目標値設定の考え方					
A DVまたはセクシュアル・ハラスメントを受けた市民の割合 ※総合計画進行管理に係る市民意識調査 B 社会全体(霧島市)において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合 ※総合計画進行管理に係る市民意識調査 C 「男性は仕事、女性は家庭」と思う市民の割合 ※総合計画進行管理に係る市民意識調査 *「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計 D 方針決定過程に参画している女性の割合 ※次の4指標の平均値 ①市の附属機関等における女性委員の割合 ②自治会長に占める女性の割合 ③市内公立小中学校のPTA会長に占める女性の割合 ④市内公立小中学校のPTA副会長に占める女性の割合				A 「DVまたはセクシュアル・ハラスメントを受けた市民の割合」については、被害者救済のための相談体制の整備を図るとともに、予防と根絶に向けた啓発活動を実施することにより、平成23年度実績値の8.2%から1.6ポイント改善することを目指す。 B 「社会全体(霧島市)において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合」については、男女共同参画に関する広報及び啓発活動を継続して実施することにより、平成23年度実績値の29.7%から9.1ポイントの成果向上を目指す。 C 「「男性は仕事、女性は家庭」と思う市民の割合」については、男女共同参画に関する広報及び啓発活動を継続して実施することにより、平成23年度実績値の37.6%から1.6ポイント改善することを目指す。 D 「方針決定過程に参画している女性の割合」については、積極的改善措置の取組を強化することにより、平成23年度実績値の22.1%から4.4ポイントの成果向上を目指す。					

3 基本計画期間で解決すべき施策の課題(総合計画書より)

■平成24年4月1日に施行した「霧島市男女共同参画推進条例」に基づき、市民及び事業者等と連携して男女共同参画を総合的かつ計画的に推進する必要がある。
 ■DV、セクシュアル・ハラスメントは決して許されない行為であるとの認識を広く浸透させるとともに、男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶と救済に向けた体制整備を図り、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進める必要がある。
 ■市民、事業者が、男女共同参画に関する基本理念についての理解を深めるため、啓発活動及び研修を継続して行う必要がある。
 ■政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、積極的改善措置の取組を強化する必要がある。

4 施策の特性・状況変化・住民意見等

① この施策の役割分担をどう考えるか(協働による市民と行政の役割分担)

ア) 行政の役割 (市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)	イ) 市民(住民、事業所、地域、団体等)の役割
<p>■市…①条例第4条(市の責務)に基づき、男女の実質的な機会の平等を実現するための措置(積極的改善措置)を含む施策を策定・実施するとともに、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、男女共同参画の推進に取り組む。②平成25年3月に策定した「霧島市男女共同参画計画(後期計画)」に基づき、男女共同参画の推進に関する取組を全庁横断的に実施する。 ■県…平成25年3月に策定した第2次鹿児島県男女共同参画基本計画に基づく取組 ■国…男女共同参画基本計画に基づく取組及び男女共同参画に関連する法制備</p>	<p>■市民…条例第5条(市民の責務)に基づき、あらゆる分野で性別による固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行を見直すなど、男女共同参画の推進に関する様々な取組に努める。 ■事業者…条例第6条(事業者の責務)に基づき、職場における活動と家庭・地域等における活動とを両立できる職場づくりに取り組むとともに、職場内において男女がともに意思決定の場へ参画する機会を拡大するよう努める。</p>

② 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

【国の動き】
 ■安倍内閣が経済再生に向けて展開している「3本の矢」の一つである「成長戦略」の柱の一つとして、女性の人材活用が打ち出された。具体的には、①上場企業が役員に1人以上の女性登用を経済界に要請。②平成29年度までに待機児童ゼロを目指す。③待機児童解消加速化プランの実施。④子どもが3歳になるまでの育児休業を経済界に要請。⑤育児休業からの復職支援。
 ■平成26年4月に行われた経済界との意見交換会で「指導的地位に占める女性の割合を2020年までに30%程度」とする政府目標の達成に向けて積極的に役員・管理職への女性登用を行うよう呼びかけを行った。
 ■相次ぐストーカー殺人事件を教訓として、「デートDV」と呼ばれる恋人間の暴力から被害者を守ることを目的に、平成25年6月に「DV防止法」が改正された。(改正前の法律は、事実婚を含む配偶者と元配偶者からの暴力を対象としていたが、改正後は、「生活の根拠を共にする交際相手からの暴力」まで拡大。)
 ■内閣府が平成24年に実施した世論調査において、「夫は外で働き、妻は家を守るべきである」という考え方について、賛成の割合が反対の割合を上回った。賛成の割合が男女共に前回調査より増えたのは、昭和54年の調査開始以来初めてであった。

【市の動き】
 ■市、市民及び事業者が一体となって男女共同参画の推進に関する取組を実施することを目的に、平成24年4月1日に「霧島市男女共同参画推進条例」を施行した。
 ■男女共同参画の推進に関する取組を全庁横断的に実施することを目的に、平成25年3月に「霧島市男女共同参画計画(後期計画)」を策定した。

③ この施策に対して市民(対象者、納税者、関係者等)、議会からどのような意見や要望が寄せられているか?

■男女共同参画の推進は幼少期からの教育や学習が非常に重要であるため、生涯を通じた教育や学習の場において、「男女共同参画の視点」を取り入れていくことが必要である。(市議会)
 ■条例に掲げる基本理念を実現させるためには、市の全ての施策に「男女共同参画の視点」を取り入れるとともに、各部署が一体となって全庁横断的な取組を実施していく必要がある。(男女共同参画審議会)
 ■女性の登用を促進するため、市は積極的改善措置(ポジティブ・アクション)に関し、具体的取組を実施するべきである。(市議会)

5 施策の現状

① 平成25年度施策の取組方針

■DV被害者への相談体制の充実や関係機関との連携強化を図り、被害者の保護、自立支援に向けた総合的な対策を推進するため、「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」に掲げる取組を着実に実行する。
 ■男女共同参画の視点から見直されるべき社会制度や慣行への気づきとその見直しに向けた主体的な行動が市民の中で広まるよう、男女共同参画フォーラム及び地区自治公民館単位の地区別セミナーの開催等を通じ、積極的な広報・啓発活動を展開する。
 ■男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成25年3月に策定した「霧島市男女共同参画計画(後期計画)」に掲げる取組を着実に実施するとともに、同計画の実施状況等の進行管理を行う。

② 平成25年度施策の取組方針の達成状況

■DV被害者支援体制の強化を図ることを目的に、庁内関係部署、医療機関及び福祉施設職員等を対象に、「DV被害者支援職務関係者研修」を開催した。
 ■女性のための無料相談の案内を毎回市報に掲載するとともに、11月12日から25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、啓発ビデオの放映やパネル展を実施した。
 ■男女共同参画の基本理念に対する市民等の理解を深めるため、男女共同参画に係るセミナー等を開催した。
 ■附属機関等の委員の委嘱に当たっては、積極的改善措置(例:団体に推薦依頼を行う際、女性を推薦していただくよう配慮を求める。)に取り組むよう全部署に通知した。(附属機関等に占める女性の割合 平成24年度末:26.6%→平成25年度末:27.2%)

③ 平成25年度施策の目標値と実績値の比較		④ 平成25年度施策の成果指標の達成状況及び要因			
目標達成 ◎ 105%以上 目標をほぼ達成 ○ 95%～105%未満 目標を未達成 △ 95%未満		A 「DVまたはセクシュアル・ハラスメントを受けた市民の割合」は、平成24年度と比較し、0.7ポイント減少し目標達成となった。 B 「社会全体(霧島市)において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合」は、平成24年度と比較し2.9ポイント増加したが、目標には至らなかった。要因としては、20歳以上40歳未満の数値が前年度と比較し、大きく減少していることが考えられる。 C 「男性は仕事、女性は家庭」と思う市民の割合は平成24年度と比較し0.6ポイント減少し、本年度の目標を達成することができた。 D 「方針決定過程に参画している女性の割合」は平成24年度と比較し0.4ポイント減少し、本年度の目標を達成できなかった。その要因としては、成果指標を決定する4指標のうち、ひとつの指標(市内公立小中学校のPTA会長における女性の割合)が昨年度と比較し著しく減少したことが挙げられる。			
平成25年度成果指標					
	目標値	実績値	達成率	結果	
A	7.5	7.5	100.0%	○	
B	32.2	28.8	89.0%	△	
C	36.5	34.2	106.0%	◎	
D	24.5	22.2	91.0%	△	
E					
F					
⑤ 基本事業の目標達成度 (平成25年度目標と実績との比較)		○=すべての目標値を達成 △=一部の目標値を達成 ×=すべての目標値を未達成			
		①	男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶	○	⑤
		②	男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識の改革	△	⑥
		③	政策・方針決定過程への女性の参画の促進	×	⑦
		④			⑧

6 平成26年度の施策の取組方針 (昨年度マネジメントシートより)	7 平成27年度に向けた施策の課題・方向性
<p>■ DV被害者への相談体制の充実や関係機関との連携強化を図り、被害者の保護、自立支援に向けた総合的な対策を推進するため、「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」に掲げる取組を着実に実行する。</p> <p>■ 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成25年3月に策定した「霧島市男女共同参画計画(後期計画)」に掲げる取組を着実に実施するとともに、同計画の実施状況等の進行管理を行う。</p> <p>■ 男女共同参画地区別セミナーをこれまでより増回し、地域において男女共同参画の視点を十分反映することができるよう、自治会等における女性の積極的登用を促す。</p>	<p>■ 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に係るものを含む、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成25年3月に策定した「霧島市男女共同参画計画(後期計画)」に掲げる取組を着実に実施するとともに、同計画の実施状況等の進行管理を行う。</p> <p>■ 男女共同参画地区別セミナーや出前講座を活用し、地域において男女共同参画の視点を十分反映することができるよう、PTAや自治会における女性の積極的登用を促す。</p>

基本事業No.	6-4-1	基本事業名	男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶	基本事業 主担当課	企画政策課
---------	-------	-------	---------------------	--------------	-------

1 基本事業の目的、取組み方針

①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）

■DV、セクシュアル・ハラスメント等の男女の人権を侵害する暴力に対する正しい理解を広く浸透させる広報・啓発活動を実施し、暴力を許さない意識の醸成を図る。
 ■相談員の人材育成など相談体制の充実をはじめ、被害者が相談しやすい環境づくりに努め、被害の潜在化を防止する。

②対象	市民	③意図	あらゆる形態の暴力の根絶を図る。
-----	----	-----	------------------

2 基本事業の指標等の推移

◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標年度)
A	DVまたはセクシュアル・ハラスメントを受けた市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	13.3	8.0	7.7	7.5	7.3	7.1
				目標値	10.0	7.5	7.2	7.0	6.8	6.6
				実績値	8.2	7.5				
				達成率	118%	100%				
				結果	◎	○				
B				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
C				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠

A 被害者救済のための相談体制の整備を図るとともに、予防と根絶に向けた啓発活動を実施することにより、平成23年度実績値(8.2%)と比較し、1.6ポイントの改善を目指す。
 ①平成19年度から平成23年度の実績値の推移を基に、成り行き値を算出。(各年度の成り行き値は、「前年度の成り行き値」に通減率(0.97)を乗じたもの)
 ②各年度の実績値は、当該年度の成り行き値から0.5ポイントを減じたもの。

4 平成25年度基本事業の取組方針

DV被害者への相談体制の充実や関係機関との連携強化を図り、被害者の保護、自立支援に向けた総合的な対策を推進するため、「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」に掲げる取組を着実に実行する。

5 平成25年度基本事業の取組方針の達成状況

■市内の2つの高校において、「デートDV」をテーマとした参加型学習を行い、デートDV被害防止に努めた。
 ■DV被害者支援体制の強化を図ることを目的に、庁内関係部署、医療機関及び福祉施設職員等を対象に、「DV被害者支援職務関係者研修」を開催した。
 ■女性のための無料相談の案内を毎回市報に掲載するとともに、11月12日から25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、啓発ビデオの放映やパネル展を実施した。

6 平成25年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因

A DVまたはセクシュアル・ハラスメントを受けた市民の割合は、平成24年度と比較し、0.7ポイント減少し目標達成となった。目標は達成したものの、「DVまたはセクシュアル・ハラスメントが犯罪となる行為をも含む人権侵害である」という認識が市民に広がってきている一方で、近年、「デートDV」が社会問題化するなど、これまで潜在的であった被害者が顕在化してきている傾向にあるため、今後も「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」に掲げる取組を着実に実行する。

7 平成26年度基本事業の取組方針

DV被害者への相談体制の充実や関係機関との連携強化を図り、被害者の保護、自立支援に向けた総合的な対策を推進するため、「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」に掲げる取組を着実に実行する。

8 平成27年度に向けた基本事業の課題・方向性

DV被害者への相談体制の充実や関係機関との連携強化を図り、被害者の保護、自立支援に向けた総合的な対策を推進するため、「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」に掲げる取組を着実に実行する。

基本事業No.	6-4-2	基本事業名	男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識の改革	基本事業 主担当課	企画政策課
---------	-------	-------	------------------------------	--------------	-------

1 基本事業の目的、取組み方針

①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）

- 職場、地域、学校等における慣行について、性別による固定的な役割分担意識を助長するものでないか「気づき」を促すとともに、その見直しに向けた主体的な行動が、市民、事業者等において広がるように、積極的な広報・啓発に努める。
- あらゆる施策の策定及び実施に際し、それが男女にどのような影響を及ぼすのかを点検した上で、その影響に十分配慮するように努める。

②対象	市民・事業所・行政	③意図	性別による固定的な性別役割分担意識の解消を図る
-----	-----------	-----	-------------------------

2 基本事業の指標等の推移 ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名	単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標年度)
				成り行き値	目標値	実績値	達成率	結果	成り行き値
A 社会全体(霧島市)において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	16.4	31.2	32.7	34.3	36.0	37.8
			目標値	25.0	32.2	33.7	35.3	37.0	38.8
			実績値	25.9	28.8				
			達成率	104%	89%				
			結果	○	△				
B 「男性は仕事、女性は家庭」と思う市民の割合	%	市民意識調査 *「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計	成り行き値		37.5	37.4	37.3	37.2	37.0
			目標値		36.5	36.4	36.3	36.2	36.0
			実績値	34.8	34.2				
			達成率		106%				
			結果		◎				
C			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			達成率						
			結果						

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠

- A 男女共同参画に関する広報及び啓発活動を継続して実施することにより、平成23年度実績値(29.7%)と比較し、9.1ポイントの成果向上を目指す。
 ①平成19年度から平成23年度の実績値の推移を基に、成り行き値を算出。(各年度の成り行き値は、「前年度の成り行き値」に通増率(1.05)を乗じたもの) ②各年度の実績値は、当該年度の成り行き値に1.0ポイントを加算したもの。
- B 男女共同参画に関する広報及び啓発活動を継続して実施することにより、平成23年度実績値(37.6%)と比較し、1.6ポイントの改善を目指す。
 ①平成19年度及び平成23年度の実績値の推移を基に、成り行き値を算出。(各年度の成り行き値は、「前年度の成り行き値」に通減値(0.1)を減じたもの) ②各年度の実績値は、当該年度の成り行き値から1.0ポイントを減じたもの。

4 平成25年度基本事業の取組方針

男女共同参画の視点から見直されるべき社会制度や慣行への気づきとその見直しに向けた主体的な行動が市民の中で広まるよう、男女共同参画フォーラム及び地区自治公民館単位の地区別セミナーの開催等を通じ、積極的な広報・啓発活動を展開する。

5 平成25年度基本事業の取組方針の達成状況

男女共同参画の基本理念に対する市民等の理解を深めるため、次のとおり男女共同参画セミナー等を開催した。
 ・男女共同参画基礎講座(2回 47人)
 ・男女共同参画地区別セミナー(5地区 117人)
 ・男女共同参画フォーラム(1回 350人)
 ・出前講座(6か所 144人)

6 平成25年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因

- A 社会全体(霧島市)において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合は、平成24年度と比較し2.9ポイント増加したが、目標には至らなかった。要因としては、20歳以上40歳未満の数値が前年度と比較し、大きく減少していることが考えられる。しかし、目標達成には至らなかったものの、「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計が33.7%で昨年度比3.5ポイントの減少、「平等になっている」と答えた女性の割合の合計が22.9%で昨年度比2.4ポイント増加しており、講座や研修等により少しずつはあるが男女地位の平等感が増えている結果となっている。
- B 「男性は仕事、女性は家庭」と思う市民の割合は平成24年度と比較し0.6ポイント減少し、本年度の目標を達成することができた。

7 平成26年度基本事業の取組方針

男女共同参画の視点から見直されるべき社会制度や慣行への気づきとその見直しに向けた主体的な行動が市民の中で広まるよう、基礎講座、出前講座及び地区自治公民館単位の地区別セミナーの開催等を通じ、積極的な広報・啓発活動を展開する。

8 平成27年度に向けた基本事業の課題・方向性

- 男女共同参画の視点から見直されるべき社会制度や慣行への気づきとその見直しに向けた主体的な行動が市民の中で広まるよう、地区自治公民館単位の地区別セミナーの開催等を通じ、積極的な広報・啓発活動を展開する。
- 全ての人にとって、男女共同参画が必要であることを共感できるよう、男女共同参画関連事業への参加を積極的に呼びかけていく。

基本事業No.	6-4-3	基本事業名	政策・方針決定過程への女性の参画の促進	基本事業 主担当課	企画政策課
---------	-------	-------	---------------------	--------------	-------

1 基本事業の目的、取組み方針

①基本計画期間における取組み方針 (総合計画書より)	
あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、これまでの性別による固定的な役割分担意識を見直す意識啓発を図るとともに、積極的改善措置を取り入れながら、積極的な女性の登用に努める。	
②対象	市民・事業所・行政
③意図	方針決定過程へ女性の参画を進める

2 基本事業の指標等の推移 ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名	単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標年度)
A 方針決定過程に参画している女性の割合	%	次の4指標の平均値(①市の附属機関等における女性委員の割合②自治会長に占める女性の割合③市内公立小中学校のPTA会長に占める女性の割合④市内公立小中学校のPTA副会長に占める女性の割合)	成り行き値	21.4	22.5	23.0	23.5	24.0	24.5
			目標値	31.0	24.5	25.0	25.5	26.0	26.5
			実績値	22.6	22.2				
			達成率	73%	91%				
			結果	△	△				
B			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			達成率						
C			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			達成率						
D			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			達成率						
結果									

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠

A 積極的改善措置の取組を強化することにより、平成23年度実績値(22.1%)と比較し、4.4ポイントの成果向上を目指す。
 ①平成19年度から平成23年度の実績値の推移を基に、成り行き値を算出。(各年度の成り行き値は、「前年度の成り行き値」に増減率(1.02)を乗じたもの。)
 ②各年度の実績値は、当該年度の成り行き値に2.0ポイントを加算したものである。

4 平成25年度基本事業の取組方針 **5 平成25年度基本事業の取組方針の達成状況**

<p>■附属機関等の女性委員の登用促進に関する庁内手続き等を明確にし、かつ適切な促進体制を構築するべく、「霧島市女性委員登用推進要綱」の改正を検討する。 ■男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成25年3月に策定した「霧島市男女共同参画計画(後期計画)」に掲げる取組を着実に実施するとともに、同計画の実施状況等の進捗管理を行う。</p>	<p>■附属機関等の女性委員の登用促進に関する庁内手続き等(事前協議等)を明確にするため、「霧島市女性委員登用推進要綱」の改正を行った。 ■附属機関等の委員の委嘱に当たっては、積極的改善措置(例:団体に推薦依頼を行う際、女性を推薦していただくよう配慮を求める。)に取り組むよう全部署に通知した。(附属機関等に占める女性の割合 平成24年度末:26.6% →平成25年度末:27.2%)</p>
---	---

6 平成25年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因

A 方針決定過程に参加している女性の割合は、平成24年度と比較し0.4ポイント減少し、本年度の目標を達成できなかった。その要因としては、附属機関等の委員に構成団体の充て職(会長職)が多いこともあるが、成果指標を決定する4指標のうち、ひとつの指標(市内公立小中学校のPTA会長における女性の割合)が昨年度と比較し著しく減少したことが挙げられる。

7 平成26年度基本事業の取組方針 **8 平成27年度に向けた基本事業の課題・方向性**

<p>■附属機関等の委員の選任に当たっては、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)による取組促進のほか、「霧島市女性委員登用推進要綱」の適正な運用により女性委員の積極的登用に努める。 ■男女共同参画地区別セミナーをこれまでより増回し、地域において男女共同参画の視点を十分反映することができるよう、自治会等における女性の積極的登用を促す。</p>	<p>■附属機関等の委員の選任に当たっては、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)による取組促進のほか、「霧島市女性委員登用推進要綱」の適正な運用により女性委員の積極的登用に努める。 ■男女共同参画地区別セミナーや出前講座を活用し、地域において男女共同参画の視点を十分反映することができるよう、PTAや自治会における女性の積極的登用を促す。</p>
--	--